

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念を「社会・環境と調和する自律した個の力を結集し、次世代スタンダードとなる価値を創出する」とし、これを当社の果たすべき使命としております。そして、この経営理念を実現するためには、法令を遵守し公正な経営のもと業績目標の達成と企業価値の極大化を果たすべく、経営、業務の全般にわたり適法性、透明性および客観性を確保することが重要な課題であると認識しております。当社は、このような認識のもとコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2 議決権電子行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

当社は、様々な投資家が同じ条件の下で適切に議決権行使できるよう環境の整備に努めることが必要と認識しておりますが、現時点では業績低迷により機関投資家の保有は少なく、また、海外投資家の持分比率も低くなっております。よって、議決権電子行使プラットフォーム及び招集通知の英訳につきましては、今後の業績や持分比率に変化があれば検討したいと考えております。

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は現在、資本政策の基本となる経営指標等を提示しておりません。これは当社の業績低迷が続いていることから、各種指標の目標提示よりもまず業績の黒字化・安定化の実現が重要との考えによるものであります。今後、業績が回復し安定して利益を出せる状態になれば、資本政策の基本方針についても説明を行うことを検討したいと考えております。

【補充原則2-5-1 内部通報に係る体制整備】

当社では、内部通報窓口を内部監査室とし、内部通報を受理した場合は監査役会と協力して通報事項に関する事実確認を行うこととしております。また、その際の情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止については、規程に明文化されております。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

当社における外国人持株比率は相対的に低いことから、現時点ではIR情報等の英語による提供は行っておりません。今後、当該比率が上昇した場合は、英語による情報提供を検討いたします。

【補充原則3-2-1 外部会計監査人】

(1)外部会計監査人の選定、評価を行う際には、監査実績、組織・管理体制、また、当社の業務内容や企業規模に適した監査対応、監査計画、監査費用等を考慮し、これらを総合的に勘案して判断しております。

(2)外部会計監査人から書面あるいは口頭にて説明を受け、必要に応じて意見交換を行うほか、監査の実施状況を通じて確認を行っております。

【補充原則4-1-2 株主への中期経営計画の説明と分析】

当社は、足元の業績が不安定なことから、明確な数値目標を示した中期経営計画を公表しておりませんが、重点目標とするテーマを株主総会招集通知の「対処すべき課題」に記載しております。この記載内容を株主に対するコミットメントの一つとし、その達成に向けて事業活動を実施しております。また、この目標が未達となった場合は、その内容や要因を十分に分析し、新たな課題を掲げるにより対応したいと考えております。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者の計画】

当社は、現時点では最高経営責任者等の承継に関する人選についての計画を策定しておりません。今後の事業展開を勘案し、取締役会や経営会議等を通じて適切な計画を策定し、実行してまいります。

【補充原則4-3-2 CEOの選解任】

CEOの選解任については、任意の指名委員会は設置しておりませんが、取締役会において、業績の評価等を踏まえ十分審議し、適切に決定いたします。

【補充原則4-3-3 CEOの解任の手續】

CEOの解任につきましては、明確な解任要件を定めておりませんが、CEO自らが違法又は著しく不適切な業務執行を行った場合や健康上の理由から職務の継続が困難となった場合には、取締役会の決議に基づき解任手続きを実施いたします。

【原則4-6 経営の監督と執行】

【原則4-7 独立社外取締役の役割・責務】

当社は、現在社外取締役を置いておりません。詳細は下記、原則4-8に係る記載をご参照下さい。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

【補充原則4-8-1 独立社外取締役の情報交換・認識共有】

【補充原則4-8-2 独立社外取締役の経営陣・監査役との連携】

【補充原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では現時点で社外取締役を選任していないため、客観的、中立的な立場で監視する役割は2名の社外監査役に委ねております。当社の社外監査役は大手電機メーカーの取締役経験者及び公認会計士としてそれぞれ豊富な経験有しており、毎月の取締役会にも原則出席しております。両監査役は、いずれも取締役会において必要に応じて意見を述べ、取締役会において各取締役が適切な議決権行使を行うことを監視するとともに

に、経営の妥当性やコンプライアンス等に関して適宜助言や提言を行い、取締役の職務執行を十分に監視できる体制になっていると考えております。

社外取締役の選任につきましては、当事業の専門知識や経営への理解を有しない人物の選任により却って適切な意思決定が阻害される可能性があるため、形式的、性急な選任は適当でないと考えておりますが、ガバナンスの強化における社外取締役の必要性は十分認識しており、「企業経営についての豊富な経験と知識」、「当社の事業に関する十分な知見」を有する独立性の高い候補者の確保に努めてまいります。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

当社は現在、指名委員会、報酬委員会等の任意の委員会を設置していませんが、今後、社外取締役の選任と合わせて、設置・活用につき検討して参りたいと思います。

【補充原則 4-10-1 指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言】

当社は、現在社外取締役を置いておりません。詳細は原則4-8に係る記載をご参照下さい。

【補充原則 4-11-3 取締役会全体の評価】

取締役会全体の実効性に関する分析・評価及び開示については、今後の検討課題といたします。

【補充原則 4-13-3 内部監査部門と取締役・監査役との連携】

当社では、内部監査室による監査により把握された問題点等について、適宜、取締役や監査役に報告がなされております。報告された問題点等については、社長承認の後、担当部門へ改善指示がなされ、速やかに対応を行っております。

一方、社外監査役への情報の提供は、常勤監査役を通じて各部門が依頼を受け、適宜対応しております。また、社外取締役につきましては、選任後に必要な連携を取りたいと考えております。

【補充原則 4-14-2 取締役・監査役へのトレーニングの方針】

当社では、取締役及び監査役が必要とされる知識等を習得するために、会計・税務の専門知識を有する監査役から関連知識の教示を適宜受けるほか、必要に応じ、外部セミナー等に参加しております。また、監査役は、監査レベル向上のために監査役協会を通じて情報を入手するなど、研鑽を積んでおります。今後は、経営環境の変化に合わせたより適切なトレーニングの機会の継続的な提供を検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、経営戦略や事業展開については当社のホームページに公表しておりますが、資本政策の基本方針や収益力・資本効率等に関する数値目標については提示していません。これは現在、当社の業績が低迷しているため、各種指標の目標提示よりもまず業績の正常化・安定化の実現が重要との考えによるものであります。今後、業績が回復し安定して利益を出せる状態になれば、中長期の経営計画や資本政策の基本方針並びに各種経営指標の目標等を株主に分かり易い言葉で具体的に説明を行うことを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有目的の株式の取得は行わない方針であります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引については取締役会の決議を必要としており、また、その決議には、該当する役員を特別利害関係者として、当該決議の定足数から除外した上で行っております。また、毎決算期において、当社及び子会社の役員に対して、関連当事者間の取引の有無を確認しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、現在、企業年金を運用していないため、アセットオーナーには該当していません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社ホームページにて、経営理念を開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1.1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役及び監査役の報酬に関する方針は、本報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社における取締役候補を選任については、必要とされる経験、知識、能力を総合的に評価して指名しております。また、監査役候補についても、企業経営に関する経験や当社事業に関する知見、あるいは、財務・会計や法令に関する知見、知識などから、監査役会としてのバランスを考慮して指名しております。手続きとしては、上記の方針に基づき、代表取締役及び管理担当取締役が検討し、取締役会にて承認を受けることとしております。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

本報告書「1.1. 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】」をご参照ください。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社では、職務裁量基準に取締役会・社長・担当役員・部長等の権限を定め、それに基づき機関、決定者が決裁しております。取締役会では、法令や定款、職務裁量基準で定められた重要な事項を公正な判断に基づき意思決定を行っております。また、それ以外の事項についても、会社に影響を及ぼす重要な業務や経営に係る重要課題は、社長を除く取締役及び常勤監査役で構成される経営会議において多面的に十分な事前審議を行ったのち、取締役会の決議を経て実施することとし、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する体制としております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

【補充原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

本報告書「1.1. 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】」をご参照ください。

【補充原則 4 - 11 - 1 取締役の選任に関する方針・手続き】

当社は、取締役会において有効かつ迅速な議論を行うためには、取締役3～5名、監査役が3～4名程度が適正と考えております。取締役候補者については、経験、能力、業界知識、人格等を総合的に勘案のうえ、また、監査役候補者については、専門知識と独立性・中立性の確保を十分考慮のうえ選定しております。

【補充原則 4 - 11 - 2 取締役・監査役の兼任状況】

当社の役員は他の国内上場会社の役員を兼任しておりません。開示すべき事項がある場合には事業報告にて開示いたします。

【補充原則 4 - 11 - 3 取締役会全体の評価】

【補充原則 4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

本報告書「1.1. 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】」をご参照ください。

【原則 5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との良好かつ建設的な関係構築のため、IR管掌取締役をはじめとする取締役は、機関投資家からの面談要請があれば逐次スモールミーティングや個別取材等を実施し、経営戦略や経営計画について説明を行っております。また、IRポリシーを策定し、当社ホームページに開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Oakキャピタル株式会社	3,253,300	5.06
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	2,903,500	4.53
岡田 教男	1,608,800	2.50
豊岡 幸治	1,345,900	2.09
田中 良和	1,208,000	1.88
松井証券株式会社	1,150,300	1.79
協和青果株式会社	730,000	1.13
クレディ・スイス証券株式会社	720,800	1.12
株式会社SBI証券	706,600	1.10
CREDIT SUISSE	563,500	0.87

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 当社代表取締役藤岡浩は、保有株式2,538,381株(3.96%)の内2,525,000株(3.94%)を貸株として貸し出したことにより、当事業年度末における保有株式数は13,381株(0.02%)となったため、上記「大株主の状況」には記載しておりません。但し、2020年4月30日に全貸株の返還を受ける予定であります。

2. 当社取締役藤岡毅は、保有株式800,000株(1.25%)を貸株として貸し出したことにより、当事業年度末における保有株式数は0株となったため、上記「大株主の状況」には記載しておりません。但し、2020年4月30日に全貸株の返還を受ける予定であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	9月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から定期的にグループ会社を含む会計監査の内容について説明を受けているほか、適宜、情報交換を行い緊密な連携を図っております。また、監査役は、年間の監査計画を会計監査人に説明し、監査の実施状況について監査役会議事録や監査調書のチェックを受けることにより、監査の妥当性についての意見交換を行っております。

内部監査室は、必要に応じて監査役に内部監査の立会いを求め、共同で監査を行っております。また、内部監査室と監査役は、会計監査人による四半期及び期末の監査報告会に出席し、会計監査人からの指摘事項について協議を行い、改善の必要な事項については各部門に指示をする等、連携による監査効率の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
河崎 達夫	他の会社の出身者													
野垣 浩	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河崎 達夫	○	_____	大手電機メーカーにおける長年の技術者、経営者としての豊富な経験と見識から、経営者の職務執行が企業の健全で持続的な成長を確保するものであるかどうかを監査いただきたく、社外監査役として選任しております。 (独立役員指定理由) 東京証券取引所が規定する独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため。
野垣 浩	○	_____	公認会計士・税理士としての専門的な知識と大手監査法人での実務経験から、当社取締役の業務執行の妥当性・適正性を確保するための客観的な意見を期待し、社外監査役として選任しております。 (独立役員指定理由) 東京証券取引所が規定する独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

過去にストックオプション制度を導入し、取締役に付与したものの、未行使のまま期限が到来したため、現在の残高はありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役 5名 73,320千円
監査役 3名 9,840千円(うち社外監査役 2名 3,840千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において規定に則り行われ、貢献度、財務状況、経済情勢を考慮のうえ取締役会でこれを決定しております。また、各監査役の報酬等は、監査役の協議により決定しております。

なお、取締役及び監査役の報酬限度額は、1997年8月26日の臨時株主総会決議により、各々月額20,000千円以内、月額2,000千円以内と定めております。

当社の役員の報酬は、上記の固定報酬のみとなっており業績連動報酬は採用しておりません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会や重要な会議の前には事前に資料を送付し、情報の共有に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の取締役会は、代表取締役を含む4名の取締役により構成されており、毎月一回の定例開催のほか、必要に応じ臨時開催を行い、経営方針や経営上の重要な事項を決定するとともに、業務執行状況の監視・監督を行っております。加えて、毎週役員ミーティングを開催し、最新情報の共有と迅速な意思決定のための協議を行っております。また、取締役会の機能強化として、代表取締役を除く取締役及び幹部社員からなるコンプライアンス委員会を設置(事務局:管理部)し、法律を遵守する公正で誠実な経営の実践に努めております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役2名(ともに独立役員として届出)含む3名の監査役により構成されております。監査役は原則として隔月一回の監査役会を開催するほか、取締役会に出席して取締役の職務執行を監督し、客観的かつ公平な観点から意見を述べております。また、監査役会で決定した監査の方針・計画に従い各部門の監査を実施するとともに、上記の役員ミーティングをはじめとする社内の重要な会議への出席、営業報告の聴取、会計監査人からの報告聴取等を積極的に行うことにより監査の実効性を高めております。

当社は、社長の直轄機関として内部監査室を設置し、経営活動全般にわたる内部統制の妥当性の評価、並びにその結果に基づいた改善、合理化の助言・提案等を行っております。また、必要に応じ会計監査人や監査役と意見交換を行い、監査効率の向上に努めております。

当社は、新月有限責任監査法人と監査契約を締結しており、その継続監査年数は7年以内であります。また、当連結会計年度の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士4名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営の意思決定機関である取締役会において、製品技術や経営管理に関する専門的な知識、経験及び独立性を有する社外監査役2名が出席しており、その知識と経験を背景に中立的な立場から客観的な意見を交わすことにより、外部からの監視、監督機能は充足していると考えております。また、監査役は、社内においては内部監査室と、外部においては会計監査人と連携を図っており、法令や社内規程の遵守に関する監査は適正に行われていると判断しております。

社外取締役の選任につきましては、当社事業の専門知識や経営への理解を有しない人物の選任により却って適切な意思決定が阻害される可能性があるため、形式的、性急な選任は適当でないと考えておりますが、ガバナンスの強化における社外取締役の必要性は十分認識しており、「企業経営についての豊富な経験と知識」、「当社の事業に関する十分な知見」を有する独立性の高い候補者の確保に努めてまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が株主総会の議案を十分に審議できるよう、招集通知の早期発送に努めております。2019年9月期の定時株主総会においては、東京証券取引所のT Dnet及び当社ウェブサイトにおいて12月2日に早期掲載し、開催日(12月26日)の17日前の12月9日に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2015年9月期にかかる定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
その他	株主総会の活性化につきましては、スライドを使用して議事の説明事項のビジュアル化を図っております。 また、議決権行使の円滑化に向けた取組みとして、招集通知を発送日より前に当社ホームページに掲載しております。2019年9月期の定時株主総会においては、東京証券取引所のT Dnet及び当社ウェブサイトにおいて12月2日に早期掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主・投資家の皆様に情報を伝えるためのディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページに掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	http://www.pixela.co.jp/ir/index.html 上記ホームページに適時開示情報、業績の推移、IR ライブラリー(決算短信・招集通知等の資料)、IR カレンダー(IRイベントの年間スケジュール予定)を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部において、兼任の担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、行動指針においてステークホルダーとの調和およびコミュニケーションを尊重すること、次世代に対し豊かで健康な地球と社会を引き継ぐこと等を規定しております。 また、リスク管理や倫理に関する規程は、これら指針に基づき策定しており、ステークホルダーとの連携を図りながらガバナンスの構築を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境方針を定め環境保全活動に取り組んでおります。技術を通じて社会に貢献し豊かな未来を創造する企業であるべく、技術開発により環境への負荷を最小限にとどめる製品づくりを通して地域社会および地球環境の保全に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ディスクロージャー・ポリシーのもと、投資家の皆様に対し、適時、適切な情報を公平にご提供するためにIR活動を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスを確立し、業務の有効性および効率性を高め、リスク管理の徹底による資産の保全を図ることにより、経営の信頼性、有効性を向上させ、企業価値を最大化することが経営の重要課題と捉え、その実現のため内部統制システム構築の基本方針を定めております。なお、当該基本方針は適宜見直しをおこない継続的な改善を図ることで、より適正かつ効率的な体制の構築に努めてまいります。

コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスを基本とした業務体制を構築しております。法令、当社社内規程等に違反、またはその恐れがある行為を発見した場合告体制として内部監査室を窓口とした内部通報制度を整備・運用し、これによりコンプライアンスの徹底、不正行為等の早期発見および是正を図り、法令遵守体制の強化に努めております。

情報管理体制

情報、文書の取扱い、当社文書管理取扱規程に従い、適切に保存・管理・運用しております。

リスク管理体制

管理部門担当取締役は、リスク管理に対する取り組みを全社横断的に推進しております。また、不測の事態が生じた場合、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の支援を得て早急に対処し、影響を最小限に抑えるよう体制を整備しております。

効率的な経営の意思決定および業務執行体制職務分担を明確化し、職務権限規程・職務分掌規程に基づき権限の委譲をおこない、業務の効率的な遂行を図っております。定例の取締役会は、毎月1回開催し、業務執行上の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を報告しております。各部門は、取締役会において承認された計画に基づき、その目標達成に向けた業務の遂行に努めております。

グループ管理体制

当社とグループ各社取締役との定期的な意見交換を通じて、その職務執行の監視・監督あるいは監査をおこなっております。また、当社はグループ各社が自主的に法令を遵守し、独立性・独自性を維持した企業経営をおこなうことを尊重しております。

内部監査

代表取締役社長直轄の内部監査室は、定期的に使用人の職務執行の適正性と効率性およびコンプライアンス遵守状況を確保するための内部監査を実施し、その維持・改善に努めております。また、併せて財務報告の適正性および信頼性を確保するための内部監査を実施し、その整備・運用状況を評価し、その維持・改善に努めております。内部監査室は、その結果につき、定期的に代表取締役社長あるいは取締役会および監査役会へ報告をおこなっております。

監査役の補助体制および報告体制

現在、監査役の職務を補助する使用人は設置しておりません。但し、監査役より求められた場合には、その独立性を確保し、監査役と協議のうえ設置いたします。監査役への報告は、常勤監査役の取締役会および経営上重要な会議への出席等により、業務執行に係る重要事項の報告を兼ねております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(基本方針)

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応する。対応部署を管理部とし、社内関係部署および外部専門機関(府及び企業防衛対策協議会等)との協力体制を整備する。

(整備状況)

上記基本方針を内部統制システム構築の基本方針として取締役会で決定いたしました。府及び企業防衛対策協議会との連携を密にし、反社会的勢力、団体に関する情報収集や相談をおこなっております。また、業務手順書やチェックリストにて取引先の調査をおこなうことにより、反社会的勢力、団体を排除する体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

現在、当社は、具体的な買収防衛策を講じておりません。

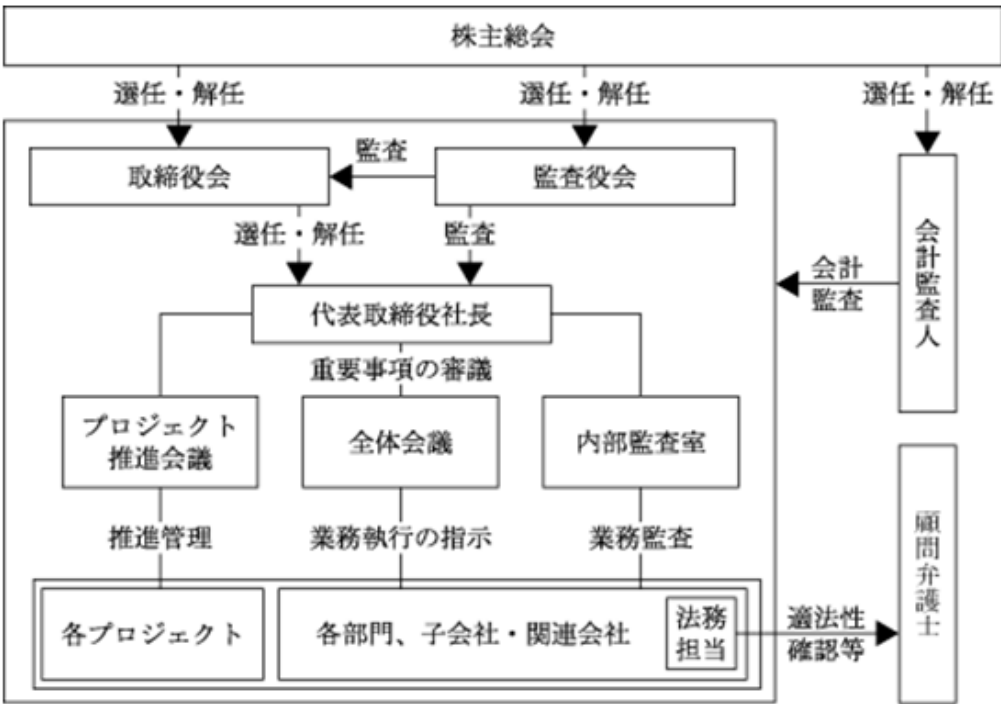
当社は、優秀な人材を育成し、もって世界に通じる技術開発と業績目標を達成することは企業価値を高め、企業の社会的責任を果たすことにつながると考えております。当社の経営について株主の理解が深まることが、すなわち買収防衛につながるものと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

株主総会及び取締役会決議を経た決定事案、決定情報、当社の経営に影響を及ぼす発生事実は、遅滞なく情報取扱責任者に報告され、東京証券取引所が定める開示規則に照らして実務担当者とともに要否を検討した後、開示の指示を行います。

(参考資料)

1. コーポレートガバナンス体制図



2. 適時開示に係る社内体制図

